

特定非営利法人北海道マンション管理士会 部会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利法人北海道マンション管理士会（以下「本会」という。）定款第3条に定め事業目的を達成するため、部会の設置、部会の任務、構成及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の性格及び設置)

第2条 部会は、常任部会と特別部会とする。

2 常任部会は理事会による指導と連携のもとに、本会の業務を執行する機関とし、広報部会、研修部会、相談業務部会及び企画調査部会を設置する。

3 特別部会は本会の運営に関する案件及び本会が取り組むべき専門的検討課題等において、理事会が特に必要と認めたときに設置する。

(部会長等の選出等)

第3条 各部会には、部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長は、理事の中から理事会の同意を得て、理事長が選任するものとする。

3 副部会長は、部会長の指名により理事会が選任する。

4 部会員は会員の希望者をもって構成する。

(常任部会の役割分担・運営)

第4条 各常任部会の役割は、次のとおりとし、運営は当該事業年度の事業計画に基づいて執行するものとする。

一 広報部会

- ① 広報活動に関する事項
- ② 情報誌等の編集及び発行に関する事項
- ③ ホームページに関する事項
- ④ 行政との調整に関すること。
- ⑤ 関係団体との調整に関すること。
- ⑥ 会員の募集に関すること。

二 研修部会

- ① 研究会・セミナー・シンポジウムに関すること。
- ② 会員の資質向上のための研修会に関する事項

三 相談業務部会

- ① 管理組合及び区分所有者等からの電話相談及び面談相談の対応に関すること。

- ② 相談会の実施に関すること。

四 企画調査部会

- ① 行政の関係団体・諸団体に対する業務受託について企画・提案に関すること。
- ② マンション管理組合等に対する業務受託について企画・提案に関すること。
- ③ マンション管理士の派遣による相談・講演に関すること。
- ④ 業務受託及び業務紹介に関すること。

(特別部会の役割分担・運営)

第5条 特別部会の役割は次の通りとし、運営は理事会の決議に基づいて執行するものとする。

- ① 技術対策（対象となる範囲の建物、敷地、付属建物に関する技術対策、大規模修繕等）
- ② 法務研究（相談事例研究、高度な法律知識、判例、ADR等）
- ③ 本会の運営に関して高度な専門知識・判断を要する案件
- ④ その他高度な専門知識に関する案件

(改正及び廃止)

第6条 この規程の改正及び廃止は、理事会の決議によるものとする。

(付 則)

- 1 この規程は、平成23年9月1日より施行する。
- 2 本規程施行前に遂行中の事案等であって、前項の施行日からの実行が困難なものについては、本規程の趣旨を踏まえ、実施することができるものとする。